

2020 年 3 月 23 日

新たな特別隔離措置の導入・ジョージアとの国境閉鎖期間の延長

第 1 ポイント

- 首相府は 23 日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐことを目的として、明日（3 月 24 日午前 0 時）から 4 月 20 日午前 0 時までの間、新たに特別措置を導入すると発表しました。
- ジョージアとの国境閉鎖期間が 4 月 20 日まで延長されました。
- 現時点でアゼルバイジャンから出国できるフライトはロンドン経由（アゼルバイジャン航空）、モスクワ経由（アエロフロート航空）の 2 路線のみですが、どちらも急遽フライトが運航停止となる可能性もあります。

第 2 内容

1 新たな特別措置

- (1) 65 歳以上の者の外出を禁ずる。この年齢層の単身者に対する社会サービスについては、法令に従って提供する。
- (2) 救急車、緊急車両、救援車両、トラックなどの特殊目的の車両の移動を除き、バクー市、スムガイト市及びアブシェロン地区からの出入りを制限する。
- (3) 形態を問わず、国内での地区間・都市間の乗客輸送を停止する。
- (4) 乳幼児のいる家族、高齢者、医療ケアの必要な者及び女性を優先し、外国に滞在するアゼルバイジャン人を、設定したスケジュール内に、14～21 日間の義務的隔離の条件の下でチャーター機での帰還を実施する。
- (5) バクー交通局に対し、地下鉄駅間のルートで、06:00～22:00 の間、特別エクスプレスバス路線を設置する。地下鉄利用者には、なるべく地下鉄の利用を控え、陸上輸送を利用することを推奨する。
- (6) 道ばた、大通り、公園等の公共の場所で 10 人以上のグループが集まることを禁止する。
- (7) 人と接する際には、2 メートル以上の距離を取ることを推奨する。
- (8) デリバリーサービスにつき新たな労働形態を設定する。店舗での接客サービスは 12:00～15:00 とし、デリバリーやオンライン販売については制限しない。
- (9) スーパーマーケット、食料品店、薬局を除き、国内のショッピングセンター及びモールの活動を停止する。
- (10) 食料品店、薬局、その他の生活必需機能の活動を確保する。
- (11) 特別隔離措置の要件遵守の監督は内務省が所掌する。

首相府対策本部は、全国民に対し、自宅に待機し、隔離方針を守り、新型コロナウイルスの症状があれば、直通電話に連絡することを強く推奨する。

2 ジョージアとの国境閉鎖期間の延長

アゼルバイジャン及びジョージア国民の安全及び健康保護のため、3月13日に決定された両国国境の一時閉鎖の期限を4月20日まで延長する。貨物輸送のための回廊は引き続き設置する。

3 フライト情報

現時点でアゼルバイジャンから出国できるフライトは(1)ロンドン経由(アゼルバイジャン航空)、(2)モスクワ経由(アエロフロート航空)の2路線のみですが、どちらも急遽フライトが運航停止となる可能性もあります。帰国を検討中の方は速やかにフライトの手配をお願いします(インターネット上では購入できないため、(1)はシルクウェイトラベル、(2)はアエロフロート航空バクー支店で直接手配をお願いします)。

3 関連サイト

(1) 新型コロナウイルス予防・対策本部(アゼルバイジャン語)

ア 新たな特別措置

<https://cabmin.gov.az/az/article/761/>

イ ジョージアとの国境閉鎖延長

<https://cabmin.gov.az/az/article/762/>

(2) アゼルバイジャン医療保険庁地域医療局

<https://its.gov.az/>

(3) 各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限(日本語)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【送信元】

在アゼルバイジャン日本国大使館領事班

電話：+994-12-490-7818

緊急時：+994-50-222-8063

メール：consular@bk.mofa.go.jp

H P：https://www.az.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html